

## 安全運転管理者等講習に関するよくある質問

Q 例年、講習通知書に講習日程表が同封されていましたが、今年が入っていないので、他会場の日程を教えてください。

A 本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等から、急遽、日程の変更等を行うことがありますので、講習日程表は同封していません。  
埼玉県警察、又は埼玉県安全運転管理者協会ホームページに講習日程表を掲載しておりますのでご確認ください。

Q 講習通知書で指定された会場で受講することができません。  
他会場で受講することはできますか。

A 入場制限を実施している会場を除いて、他会場でも受講できます。  
会場ごとの詳しい日程等については、埼玉県警察、又は埼玉県安全運転管理者協会のホームページをご確認ください。  
また、急遽、日程の変更等を行うことがありますので、受講直前に再度ご確認ください。

Q 講習通知書がまだ届いていませんが、受講することはできますか。

A 入場制限を実施している会場を除き、受講することができます。  
会場ごとの詳しい日程等については、埼玉県警察、又は埼玉県安全運転管理者協会ホームページをご確認ください。

Q 安全運転管理者等の変更届出が済んでおらず、前任者の名前で講習通知書が届きました。後任者が講習を受講することはできますか。

A 受講できます。

講習通知書に同封されている講習申請書に、後任者のお名前を記載し受講してください。なお、安全運転管理者、副安全運転管理者の代理受講はできません。

講習受講とは別に、安全運転管理者等の変更届出の必要があります。

届出は、電子申請又は警察署への書類提出の2通りの方法が可能です。

早急に、何れかの方法による届出をお願いします。

Q 講習通知書に記載されている社名、代表者名、住所が変わっています。どのような手続きが必要ですか。

A 届出事項変更の届出が必要です。

社名、代表者名、住所(警察署の管轄が変わらない場合に限る)の変更は、電子申請又は警察署への書類提出の2通りの方法で届出が可能です。

早急に、何れかの方法による届出をお願いします。